

増毛町看護職員就労奨励金制度

この制度は、増毛町看護職員として、増毛町立市街診療所又は増毛町立明和園へ就職された方で、一定期間勤務した場合に就労奨励金を交付する制度です。

また、一定期間勤務しようとする方で、貸付を希望する方へは、就職時に奨励金の貸付を行います。

【交付について】

勤務予定期間以上勤務した後、申請することで期間に応じた金額を奨励金として一括交付します。

【貸付について】

就職時に貸付を希望する旨と勤務予定期間を申し出ること、勤務予定期間に応じた金額の貸付を勤務開始時に受けることができます（連帯保証人を定める必要あり）。

貸付を受けた奨励金は、申告した勤務予定期間以上勤務した場合に全額償還免除となりますが、途中で退職した場合等は償還していただくことになります。

奨励金の金額	【看護師】 ○勤務期間（予定）が1年 300,000円 ○勤務期間（予定）が2年 600,000円 ○勤務期間（予定）が3年以上 1,000,000円 【准看護師】 ○勤務期間（予定）が1年 200,000円 ○勤務期間（予定）が2年 400,000円 ○勤務期間（予定）が3年以上 700,000円
対象外	○増毛町看護職員養成修学資金の貸付を受けた方 ○この奨励金の貸付又は交付を受けたことがある方 ○就労あっせん業者を介して就職し、紹介料の支払をした方
事業開始日	平成30年1月1日

制度に関する問い合わせ先

増毛町立市街診療所

〒077-0214

北海道増毛郡増毛町畠中町5丁目176番地の1

電話：0164-53-1811